

令和6年度版

入園のしおり

お子様の入園・進級おめでとうございます。

この【入園のしおり】は、こども園についての説明が載っております。
よく読んでいただき今後も折あるごとに開き、ご活用ください。

豊田市立越戸こども園

〒470-0332 豊田市越戸町松葉52-2

TEL (0565) 45-1073

FAX (0565) 45-4080

豊田市

一年間保存しておいてください

もくじ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 2
2 めざす子ども像・教育及び保育目標	-----	P. 2
3 保育時間	-----	P. 3
4 一日の保育内容	-----	P. 4
5 食事とおやつ	-----	P. 5
6 行事について	-----	P. 8
7 健康管理	-----	P. 9
8 家庭の協力	-----	P. 13
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 17
10 保育料等	-----	P. 18
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 25
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 26
13 その他の取り組み	-----	P. 27
14 その他の注意事項	-----	P. 29
こども園等一覧表	-----	P. 30

1 教育及び保育の基本理念

子どもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。
その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、
次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のある子どもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざす子ども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、子どもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざす子ども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざす子ども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

越戸こども園の教育及び保育目標

こども園では、乳幼児期の発達の特性を踏まえて環境を整え、生活や遊びの中で様々な体験ができるようにして、充実した園生活が送れるようにしています。その中で、一人一人の子どもが自分らしさを發揮して主体的に行動し、心豊かに成長していくよう、次のような目標を掲げています。

《めざす子ども像》

意欲的に生活する子　　思いやりのある子　　よく考え、工夫する子

« 3歳未満児 »

- ・機嫌よく遊ぶ子
- ・感情や欲求を十分出せる子
- ・身近なものに興味や関心をもつ子

« 幼児 »

- ・友だちとよく遊ぶ子
- ・自分も友だちも大好きな子
- ・感じたこと、考えたことを表現する子
- ・自分のことが自分でできる子

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日朝までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

保護者の方どちらかが休みを取っているなど、家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

(1) 入園当初は、園での生活に慣れるまで子どもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。（慣らし保育）

(2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。

降園時間は、申請時間内で帰り支度を終えての降園となります。

【例：18時までの申請の場合…18時に迎えに来る× 18時には降園する】

止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、迎えの方や時間が変更になる場合等、コドモンや電話で前もって連絡を入れてください。

(3) 家庭での親子のふれあいが、子どもの成長にとって、とても大切です。**家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。**

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7：30	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8：30	登 園 ・観察、所持品の整理
遊び、生活	9：00	遊び、活動 ・自発的な遊び
お や つ 遊 び	10：00	・課題のある活動
昼 食	12：00	昼 食
昼 寝	13：00	遊 び ・自発的な活動
お や つ	14：00	昼 寝 (3歳児4月～2月) (4・5歳児夏季休業保育のみ)
降 園 延 長 保 育	15：00	降 園 延 長 保 育
お や つ 遊 び	17：00 18：00	お や つ 遊 び
延長保育最終降園	19：00	延長保育最終降園

※ 保育内容は、各園により多少異なります。

※ 土曜日保育（実施園のみ）においては、昼食・降園時間が異なります。

※ **土曜日保育については、乳児、幼児共に年間昼寝を行います。**

※ 3歳児の昼寝の終了は、気候や子どもの様子により変更する場合があります。

※ 4.5歳児の昼寝は、夏季休業保育中のみです。

5 食事とおやつ

給食は、子どもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てたりします。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。子どもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をすることにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。
詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合もあります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

保護者の皆様へ

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によっての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合をいいます。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・ソバ、ピーナッツの使用はありません。ナッツ類について、そのものは使用しませんが加工品や調味料にナッツ類が含まれている場合があります。

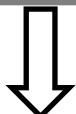
・卵・野菜は75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

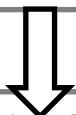
◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。

園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



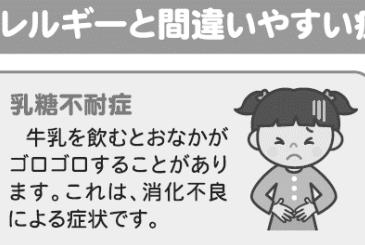
もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



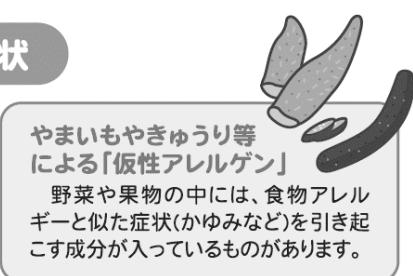
ヒスタミンによる
食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。



乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあります。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等
による「仮性アレルゲン」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。

※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはあります、アトピー性皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通して子どもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。園によって多少の違いがありますので、詳しくは各園よりお知らせします。

◎…保護者参加

月	行事名	月	行事名
4月	◎入園式 (新入幼児・進級 3歳児 8日) 進級式 (8日) 子どもの日を祝う会 (25日)	10月	こども運動会 (4・5歳児 1日) ◎運動会 (4・5歳児 8日) 六所山野外体験学習 (5歳児 15日) こども運動会 (3歳児 17日) ◎運動会 (3歳児 23日) 交通安全学習センター学習 (5歳児 29日・4歳児 30日)
5月	◎クラス懇談会 (5歳児 22日) 豊田キッズサッカー(5歳児 22日) 春の遠足 (幼児 24日) ◎保育参加・クラス懇談会 (4歳児 31日)	11月	こども発表会 (4・5歳児 28日)
6月	プール開き (幼児 5日) ◎クラス懇談会 (乳児 7日) 手作り遊びを楽しむ会 (5歳児 20日)	12月	◎生活発表会 (4・5歳児 4日) 慰靈祭 (13日) お楽しみ会 (19日)
7月	七夕会 (5日)	1月	新年お楽しみ会 (7日) ◎希望懇談会(4歳児 14日～17日) ◎保育参加 (5歳児 17日) ◎個別懇談会(5歳児 20日～24日) こども発表会 (3歳児 28日) 豆まき (31日)
8月		2月	◎生活発表会 (3歳児 4日) ◎入園説明会 (18日) ひな祭り会 (28日)
9月	防サイ君 (6日)	3月	お別れ会 (6日) ◎卒園式 (21日)
その他	・内科健診　歯科健診　尿検査 ・身体測定 (幼児: 5, 10月・誕生日) (乳児: 毎月) ・地域とのふれあい (灰宝神社お楽しみ会・平戸橋いこいの広場のフウセンカズラの栽培 猿投台交流館祭 等) ・高齢者とのふれあい (手作り遊びを楽しむ会 等)		・視力検査 (4・5歳児)
毎月	誕生会・交通安全指導・避難訓練		

* 夏の時期、熱中症予防対応として戸外遊びや水遊びの時間短縮、プールでの水遊びを控える又は中止することもあります。

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。子どもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合って子どもの成長を見守ることが必要です。園で子どもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上の子どもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、子どもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。子どもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質（過敏症）、ひきつけ、けいれん 関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、解熱後24時間以上が経過し、体調が回復してから登園しましょう。「子どもが園に行きたがるから・・・」ではなく、保護者の方がお子さんの様子を見て十分な休息がとれるようにしましょう！

- ③ 子どもは体温調節が未熟です。周囲の人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第に子ども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、子どもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、子どもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている
- 咳がでる※子どもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、子どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、子どもに薬を飲ませる、塗る等は行いません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施してくださるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。
- ・子どもに薬を持たせないでください。(飲み薬、塗り薬、目薬、リップクリーム)

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

- | | | | |
|--------|-----------------|---|------------|
| すくすくの森 | (すくすくこどもクリニック隣) | 豊田市東山町 2-2-9 | TEL80-1633 |
| ぴよっこ | (豊田厚生病院内) | 豊田市浄水町伊保原 500-1 | TEL43-5082 |
| ぴーぽらんど | (トヨタ記念病院) | ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院
のホームページで確認してください | |

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。
(内科、歯科、尿検査、視力検査（年中・年長のみ）)
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

*熱がなくても、何らかの体調異常がみられる場合は連絡をします。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、ひどい咳、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① 子どもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則18条）。
- ③ **登園停止となつた感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります**（右表1のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、**登園時に、園へ提出してください**。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、豊田市で負担します。

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に關係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R5.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、治ゆ証明書は不要です。ただし、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

(11) 下痢、嘔吐物等で汚れた衣服の取り扱いについて

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内での大便、嘔吐物、血液等で汚れた衣類については二次感染を防止するため、汚れを落とすことができませんのでご了承ください。(水洗いはしていません。)

*下痢、嘔吐、発熱はおさまって、24時間以上経過してから登園してください。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
登園 9 時を過ぎる場合は必ずコドモンで遅刻申請をしてください。連絡がない場合、園児の安否確認のため、職場等へ連絡させていただきます。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。(子どもが開け閉めをしない。手が挟まる、締め忘れがあると危険!)
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
 - 車中に子どもを残さないでください。
- ⑦ **降園時は、園庭や駐車場で遊ばずに帰るようにしてください。**

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう(交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止)。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始(12月29日から翌年の1月3日まで)、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

(4) 保護者の緊急連絡先について

【重要!!】

子どもの急病などの連絡に備え、**連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。**携帯電話の番号が変更になった時には、必ず園に知らせてください。

携帯電話を第一連絡先にされていて、直ぐに繋がらないケースが多いため**職場を第一連絡先にし、職場より繋がりやすい携帯番号がある方は理由をお知らせください。**第一連絡者に連絡が取れない場合、第二連絡者に連絡します。

(5) 諸連絡について

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。
※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきます
ようお願いします。

- ① コドモンから配信される、便り、連絡等は必ず目を通してください。資料室にはコドモンのマニュアルなど、カレンダーには行事予定を入れます。年間計画より変更することもありますのでご注意ください。
- ② 給食発注（幼児）、行事の出席人数や駐車場の利用、春季・夏季・冬季保育の利用等の各種アンケートが配信されることもありますので、期日までにご回答ください。
- ③ 玄関わきの掲示板にもお知らせや連絡事項が掲示されますので送迎時には見るようにしてください。
- ④ 感染症にかかったお子さんがいる場合は、感染症の種類を掲示してお知らせします。お子さんが感染症にかかった場合はコドモンでお知らせください。
- ⑤ 土曜日保育利用のお子さんは、あらかじめ欠席が分かっている場合、毎週木曜日までにコドモンに欠席入力をしてください。

(6) 保護者間の物のやりとりについて

子どもの習い事の用意や保護者が私的にやりとりする物を、子どもに持たせたりロッカーに入れたりするのは、やめてください。保護者同士での手渡しは構いません。

(7) 写真について

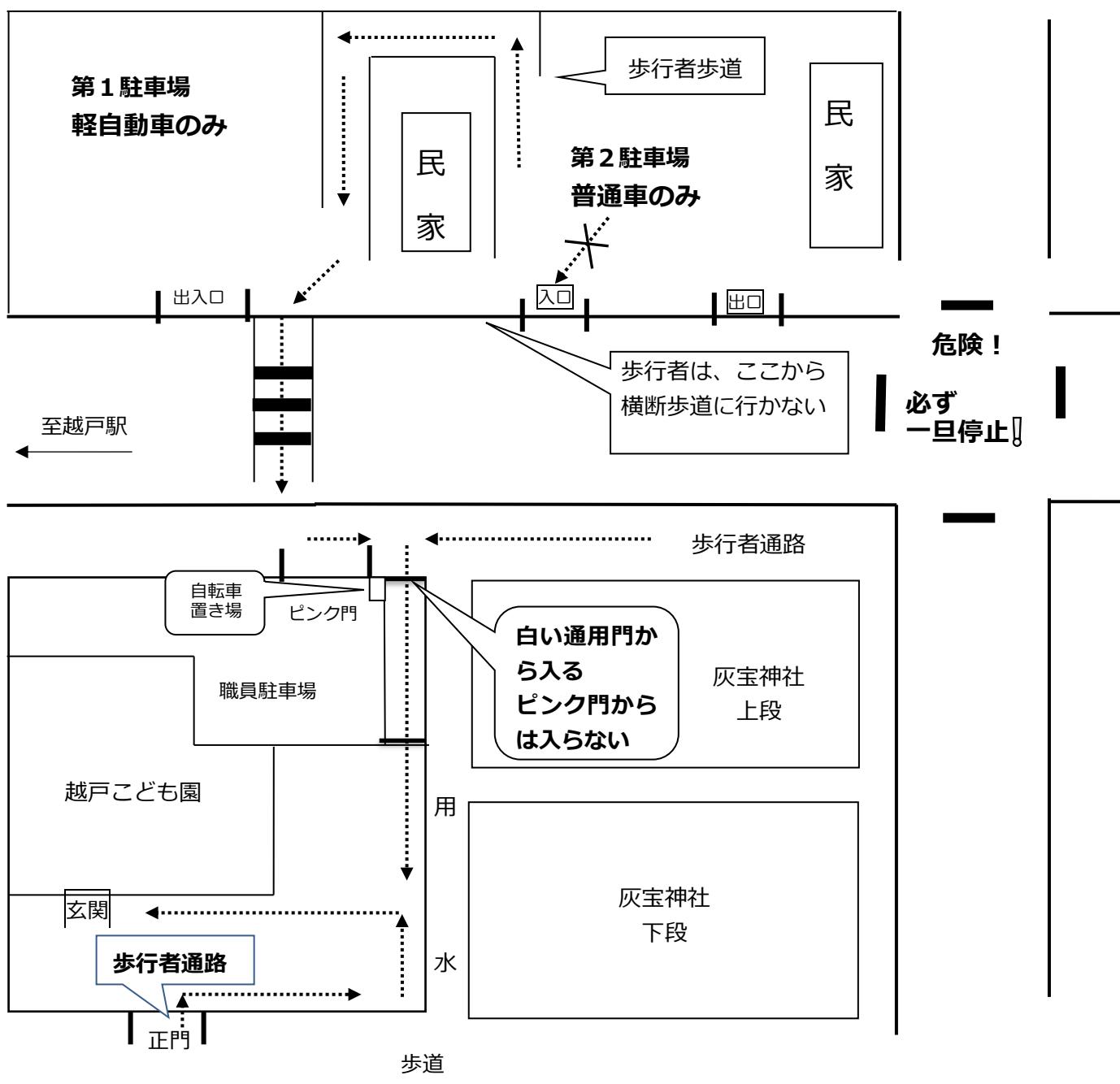
写真屋が撮影した写真の販売があります。令和6年度より稻垣写真館での、インターネット販売になります。詳細は、保護者の会より改めてご連絡いたします。

※保護者の方の写真撮影について

入園式・運動会・生活発表会・卒園式以外の行事での写真撮影はご遠慮ください。また、周りのお子さんも映り込んでいますので、SNSなどインターネットへの投稿は控えてください。

(8) 駐車場のルールと運転のルールについて

越戸こども園 駐車場利用ルールの徹底について



【 旧国道 153 】

* 職員の駐車場が不足しているため、保護者の会駐車場に止めさせていただいている（職員用のプレートを車のフロント面に置いています）。

○ 【利用者(子ども・保護者)のルール】

- ① 車から降りる時は、保護者が先に降りる。
- ② 子どもが降りる時は、保護者がそばで見守る。
- ③ **駐車場内、横断歩道、園内歩道は、必ず手をつないで歩く。**
- ④ **第2駐車場（普通車専用）は、必ず民家裏の通路を通って横断歩道までくる。**
- ⑤ 園内歩道の鍵は保護者が開け閉めする。
- ⑥ 短時間でも車内に貴重品を置かない。他園で**車上狙いが多発**しています。
- ⑦ **車内に兄弟児を残したままにしない。また、エンジンは必ず切ってから車から離れてください。**
- ⑧ **駐車場内では遊ばない。**
- ⑨ **保護者同士が立ち話をして、子どもから目を離さない。**



○ 【運転のルール】

- ① 第1・第2駐車場沿いの道路は、徐行運転する。
 - ・道幅が狭く、**スピードを出すとすれ違いが危険**。また、横断歩道があるため必ず止まって左右確認や徐行運転をすること。
- ② 出入り口は、必ず一旦停止する。
- ③ 車の周りに子どもや保護者がいないかよく見る。
- ④ 急発進しない。
 - ・駐車場内を子どもが急に走り出すこともあるので、十分注意してください。
- ⑤ 出庫車を優先とする。
 - ・車が出てから駐車場内に入る。
- ⑥ 決められた場所（第1・2駐車場）に駐車する。満車の場合は灰宝神社上段を利用する。**園周辺の私有地に無断で駐・停車することは、法的にも違反です。**
- ⑦ 駐車場に車をいれず、**横断歩道の近くで子どもと保護者をおろすのはやめてください。**

例：父親（祖父）が運転し母親（祖母）と子

保護者の方のモラルが問われています。保護者が話に夢中になって子どもから目を離したときに、駐車場内でも事故や事件は起こります。

苦情があったから、うるさいから・・ではなく、子どもの手本として、園の駐車場利用ルールをしっかりと守ってください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・**西三河北西部** ⇒ **豊田市西部**（下記以外の地区）

・**西三河北東部** ⇒ **豊田市東部**（旭、足助、稻武、下山地区）

越戸こども園は
ここです

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。
※前日までに台風の接近や、災害級の大雪等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
※豊田市から「警戒レベル3・4」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

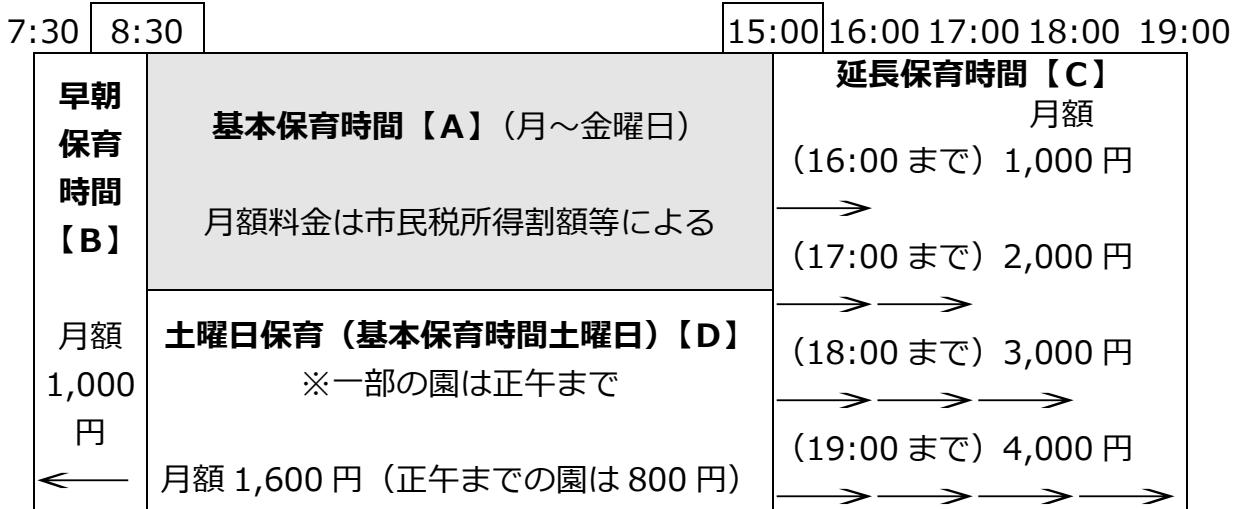
10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】 基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】 早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】 延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園等一覧を参照してください。
【D】 土曜日保育時間	



※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】 基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯		
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満	0円	
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		0円
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】 早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、**利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。**原則として、期限を過ぎてからの変更是できません。

エ 保育料

	0～2歳児（D階層のみ）	・0～2歳児 (A～C階層) ・3～5歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円の加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円の加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1 号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

（1）基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上 の兄姉のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

（2）基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、その子どもが何人目の子どもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄姉をすべてカウントして何人目の子どもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01以上	半額	半額
第3子以降	D01以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



※1 令和5年度市民税所得割額とは令和4年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

※2 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手續

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

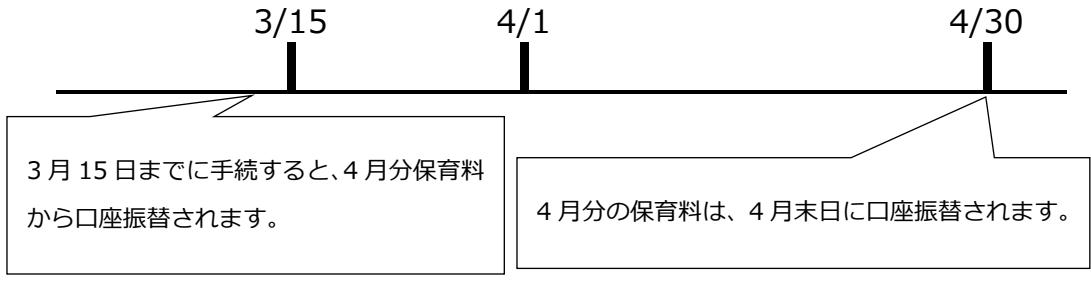
毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたるときは翌営業日が振替日です。

(例) 4月分保育料から口座振替したい場合



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和6年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	2/28	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

給食費は対象ではありません。

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。
ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「**12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用**」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 給食費（3～5歳児のみ）

月4,000円程度（1食210円）です。

階層変更により、有料か無料か変わることがあります。

なお、給食費は改定されることもありますので、御承知おきください。

階層	0～2歳児	3～5歳児
A・B・CとDの第3子以降※	保育料に含まれる	無料
Dの第1子、第2子	保育料に含まれる	有料

※D階層は、小学校3年生以下の兄姉のみカウントして第3子以降。

(2) 保護者の会会費

詳細は、保護者の会より改めてご連絡いたします。

(3) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。

共済掛金（保護者負担額）は年額240円又は200円です。

（園によって異なります。越戸こども園は240円）

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分（給食費は含まない）

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園した子どもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

各施設における無償化対象 (○ : 対象、× : 対象外)

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での預かり保育	利用料	在籍園での預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(預かりのみ)	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)		○ 分類①から⑥との併用可		

※1 保育要件ありとは、同居の保護者(父、母とも)が以下に該当する場合

就労(月60時間以上)、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学(月60時間以上)、通園・通学の付き添い(月60時間以上)、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月1.13万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月1.63万円まで。

※4 月2.57万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月3.7万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月4.2万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	変更付申請書	教育・保育給認定申請書	要件証明書	時間外変更申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手續が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

1.2 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

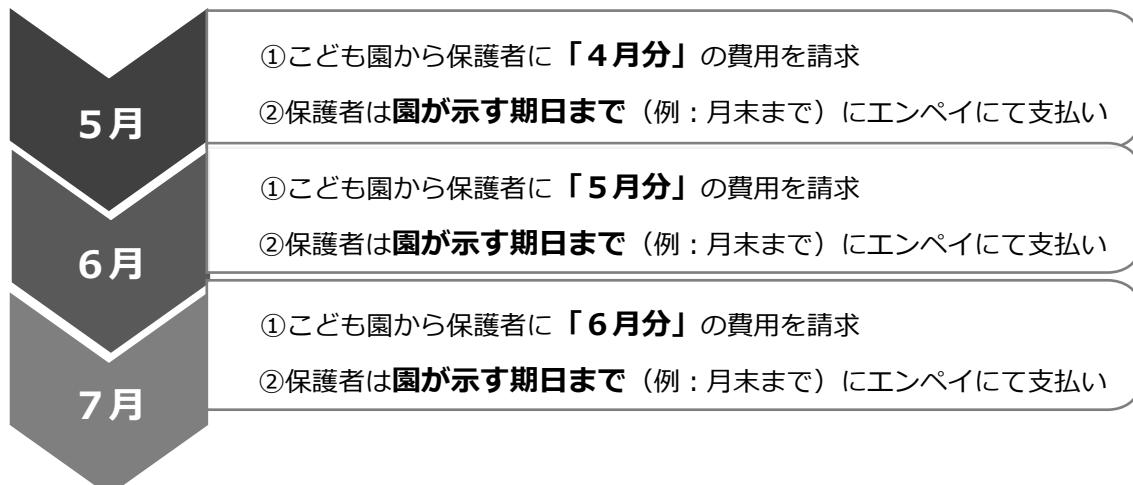
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

給食費、諸費（保護者の会会費、誕生日絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円（税込）（令和5年12月現在）

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで（4月入園の場合、3月25日まで）

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までに BABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。（日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。）

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内的安全性や衛生面（各種感染症対策等）の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベッドを導入しました。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

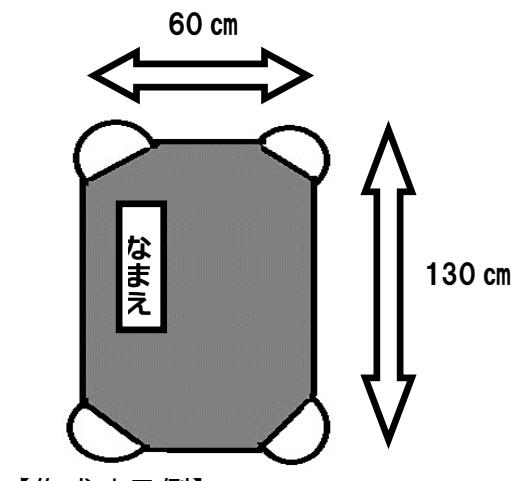
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

子ども：衛生環境の向上＜新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など＞

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シーツ 2枚（洗い替え用）

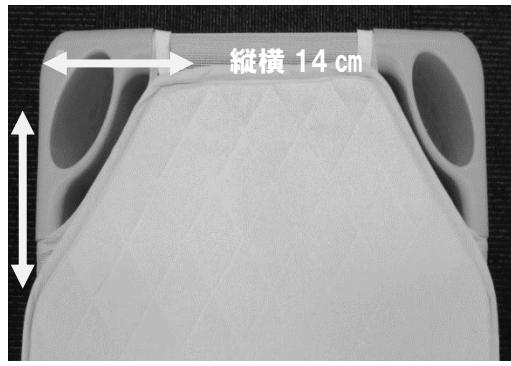


【作成する例】



- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布 (タオル地、キルティング地など)
 - * ゴム 4 本 (目安 : 横2~3cm×長さ 35 cmほど)
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
を使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】



○掛布団に代わるもの

(夏) タオルケット (冬) 毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

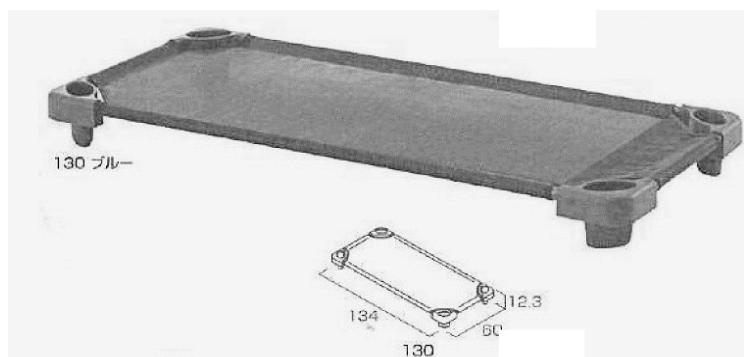
休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、
洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコ
バックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。
名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】 縦 134 cm × 横 60 cm × 高さ 12.3 cm



1 4 その他の注意事項

- ① 子どもの急病やけがをした場合などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
 - ・勤務先、携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。
 - ・いつもと連絡先が変わる日は登園時やコドモンでお知らせください。
- ② 早朝・延長保育でお預かりできるのは家庭で保育できない場合です。保護者の方が休みの日は、お子さんも園を休んで家庭保育にしたり、用事は基本保育時間内に済ませたりしてお子さんとのふれあいの日にしましょう。
- ③ 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動（結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など）、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ④ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ⑤ 子どものこと、保育に関するることは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑥ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

【M E M O】

こども園等一覧 (地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能 な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町権堂坊 28	48-8188	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	5	いばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5歳児	3歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畠部西町伊勢神 1-1	21-0405	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	10	大畠	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	14	キツバクヒロ	西町 1-76	36-5025	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	20	淨光	宮町 3-64	32-3635	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鶴鳴町畔畠 227	28-2403	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	26	第二いばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畠 78-2	45-0066	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能 な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	41	渡刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	43	豊田聖壇	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	46	豊松	豊松町狐塚 120-4		3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	47	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	48	中金	城見町須田口 6	41-2238	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	51	根川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	52	野見	美里 5-19	80-0650	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	53	林丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	午後6時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	56	東山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	59	平井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	60	平山	平山町 1-10-1	28-6187	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	61	広沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	62	藤數	豊栄町 3-120	28-4717	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	64	本地	本地町 2-51-1	27-2662	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	65	益富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	66	松平	久平町築場 52	58-0070	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	67	丸山	丸山町 3-30	28-0744	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	69	御船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	70	宮口	宮口町 2-50	32-6727	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	71	美山	美山町 4-47-1	41-8812	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	73	美和	百々町 9-43	88-2230	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	76	竜神	竜神町神田 60	28-8200	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	77	若園	中根町永池 192-18	52-3820	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	79	若林	若林東町東山 47-1	52-8350	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	80	若宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能 な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
藤岡	81	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石畠	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	86	御作	御作町日沢 1060-20		6か月-5歳児	0-2歳児	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
小原	87	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	88	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	89	足助まゆみ	足助町陣屋跡 7		3-5歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	90	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	91	大蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5歳児	—	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
	92	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
	93	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	94	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	95	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	96	小渡	下切町下切 10	68-2766	3-5歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	97	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稻武	98	稻武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

年間保存

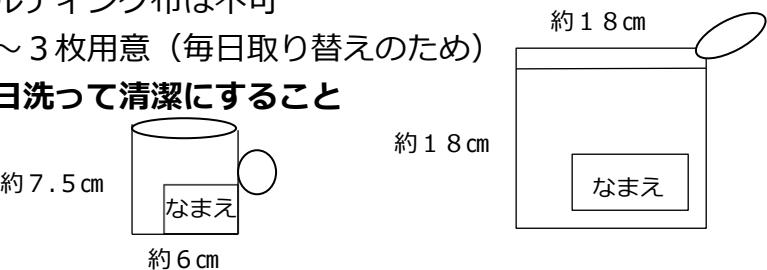
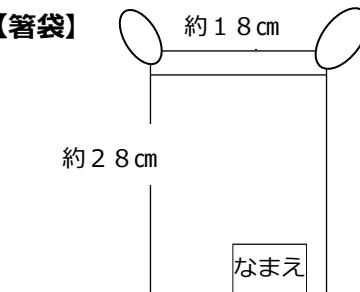
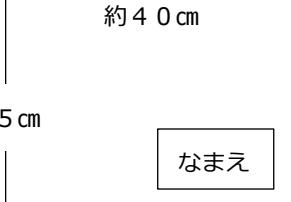
令和 6 年度

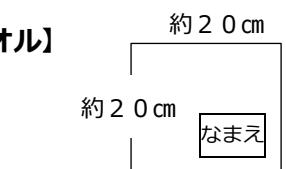
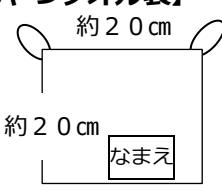
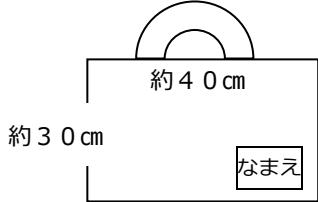
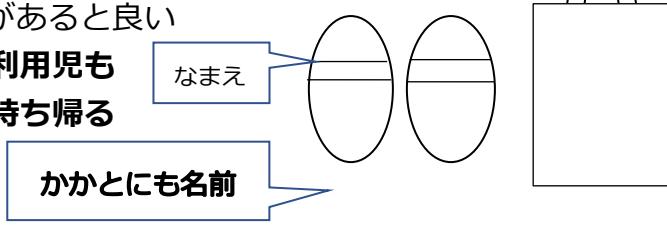
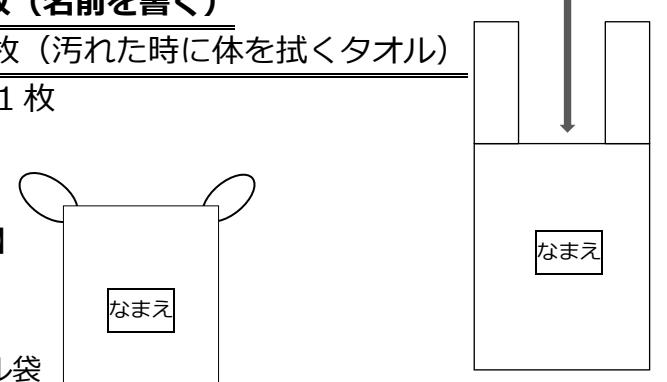
《幼児版》

豊田市立越戸こども園

【幼児】
《保育用品》

☆家庭で用意するもの☆

◎コップ 1個 ・うがい ・給食等	・コップは、持ち手付きで倒れにくく、落としても割れにくいもの。プラスチック製が望ましい ・シンプルなデザインのもので、飾りのないもの
◎コップ袋	<ul style="list-style-type: none"> ・コップが入る大きさ。大きめが良い ・キルティング布は不可 ・2~3枚用意（毎日取り替えのため） ・毎日洗って清潔にすること 
◎箸袋	<ul style="list-style-type: none"> ・ナフキン、箸セット、口拭きタオルを入れる ・キルティング布は不可 ・2~3枚用意（毎日取り替えのため）
◎給食用手拭きタオル 兼 口拭きタオル (給食時に使用)	<ul style="list-style-type: none"> ・給食時専用です ※トイレ時等の手洗い用のハンカチとは別に用意 ・ハンカチタオルの大きさが良い（ハンドタオルは不可）
◎ナフキン	<ul style="list-style-type: none"> ・給食時に、食器の下に敷いて使用 ・2~3枚用意（毎日取り替えのため） ・キルティング布は不可 ・机の大きさが決まっているので、この大きさで用意する
◎箸セット	<p>毎日洗い、清潔な物を持参しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース、箸、スプーン、フォークにそれぞれ名前を書く ※3歳児の箸はご家庭で保管していただき、後日使用の際 担任よりお知らせします。 ・中学校卒業まで使用します。破損後は各自で購入する ※購入先は、職員室にお尋ねください ・名前以外のシールを貼らない
<p>【箸袋】 約18cm </p> <p>【口拭きタオル】 ハンカチタオル使用 約20cm </p> <p>【ナフキン】 約40cm 約35cm </p>	

<p>◎延長保育時の おやつ用タオル ◎延長保育時の おやつ用タオル袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつタオル袋（20cm×20cm）にハンカチタオルを入れ持ってくる（ハンドタオルは不可） 【おやつタオル袋】  
<p>◎手提げ袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本、製作物を入れる ・キルティング布等、厚地が良い ・持ち帰つたら、翌日持ってくる 
<p>◎シューズ ◎シューズ袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シューズ袋は、卒園まで使用できる大きさの物がよい ・シューズは週末に持ち帰って洗い、月曜日に持ってくる ・3・4歳児は、<u>シューズの左右がわかる</u>ように印があると良い ・土曜保育利用児も 金曜日は持ち帰る 
<p>◎着替え ◎着替え袋</p>	<p>①着替え 2組 ※5歳児は1組（入園、進級当初は多目に） (パンツ、肌着、靴下、Tシャツ、ズボン、トレーナー)</p> <p>②汚れ物を入れる持ち手のついたビニール袋（約27cm×40cm）大2枚（名前を書く）</p> <p>③タオル 1枚（汚れた時に体を拭くタオル）</p> <p>④ハンカチ 1枚</p>  <p>【着替え袋】 この中に ① 着替え ② ビニール袋 ③ タオル ④ ハンカチ を入れる</p> <p>【ビニール袋】 ※汚れた服などを入れた後 口を縛るため、持ち手のついた 袋の形がよい</p> <p>※着替えを使用した時は、<u>次の日に必ず補充</u>し、常に園に着替えがあるようにすること</p> <p>※パンツがない場合、園用（新品）パンツを使用する。返却は、<u>同サイズの新品パンツ</u>を持ってくる。</p>

◎昼寝布団

・ 4・5歳児は、夏季休業保育中のみ昼寝をします。夏季休業保育を利用しない方は不要です。ただし、土曜保育は必要です。タオルケット敷く用・掛ける用の2枚で可

※タオルケット2枚を用意

・ 3歳児は、入園のしおり参照

・ 寝具類は週末持ち帰り、洗濯をする

※布団袋は、月曜日に布団を出したら持ち帰る。園で保管はしません。

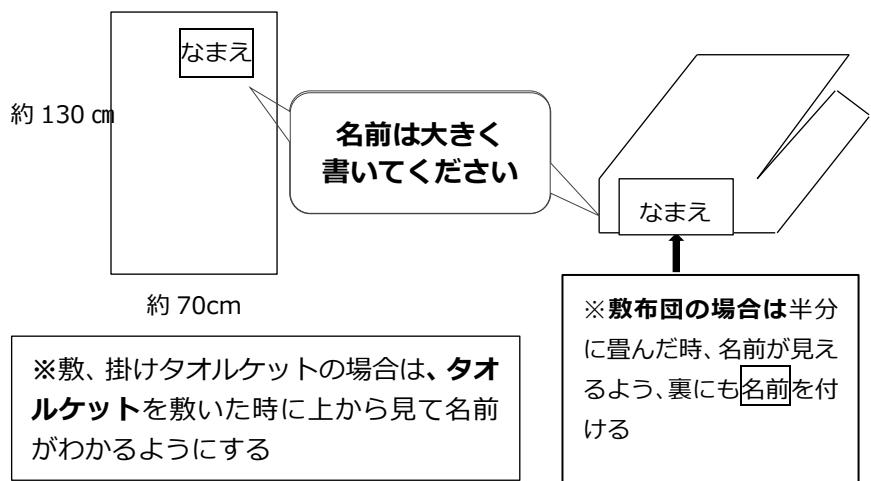
※土曜保育児は金曜日に一旦持ち帰り、土曜日に保護者が持参、ベッドにセットする。

【昼寝時期】

<3歳児> 4月～2月末ごろまでの予定

<4・5歳児> 7月～8月までの夏季休業保育中
(土曜保育申請者は保育利用日)

【敷・掛けタオルケット】各1枚ずつ 計2枚



持ち物には、必ずすべて記名する

<幼児連絡事項>

★服装について

- ① 動きやすい服装。体の大きさに合ったサイズの服装。
 - ② フード付きの服、つなぎのズボンは着用してこない。着替えにも入れない。
(遊具等にひっかかる。排泄しにくい等あり)
 - ③ 上着はかけられるよう首元に輪つか(ループ)をつける。
 - ④ 女児のスカートは、パンツが見えないように、レギンスやアンダーパンツ等を着用する。
 - ⑤ 履きなれた靴。わかりやすい所に必ず名前を書く。
(クロックス、サンダル、ハイカットの靴、ブーツ不可)
 - ⑥ クラスカラー帽子を使用。
 - ⑦ **名札は、園内のみで着用とする。**
 - ⑧ 髪飾りは、帽子の着用に邪魔にならないもの。大きなリボンや飾りのついたものはつけてこない。
- ※**ピンやカチューシャは取れやすく危険な為、園にはつけてこない。**
- ⑨ 手足の爪は短くする。(割れたり、怪我につながったりすることがある)

※すべての持ち物に必ず名前を記入する。

★毎日の持ち物について

- ① カバン
 - ・コップ(袋に入れる)
 - ・給食セット(袋に、ナフキン、口拭きタオル、箸セットを入れる)
 - ・延長保育時のおやつ用ハンカチタオル(袋に入れる) (延長保育利用者のみ)
- ② ハンカチ、ティッシュ (ポケットに入れる)

※すべての持ち物に必ず名前を記入する。

★送迎の仕方

- ・4月当初は、各年齢各保育室まで送迎。子ども達の様子を見て、変更の場合は知らせます。

★5歳児アルバムについて

- ・園では、作成はしません。

★リュックサックについて

- ・ 遠足、園外保育、それ以外の行事等で弁当日に使用する。
- ・ 弁当日となっている時は、通園カバンでなく、必ずリュックサックで登園してください。
- ・ 弁当、水筒、おしほり、敷物、ゴミ袋、着替え等が全て入る大きさの物が望ましい。暑い時期は弁当に保冷剤を入れておくとよい。

★水筒について

- ・ 4, 5歳児は年間を通して使用します。
3歳児の持ってくる時期は、担任より知らせます。
- ・ 水筒は、肩掛け式のふたつきの物が良い。
- ・ ふたをひねる、コップに注いで飲む経験が必要なため、ストロー式や口をつけて飲む形の物は適さない。夏場は特に不衛生になるため、好ましくない。

★その他、園行事について（主に5歳児対象）

- ・ 年間行事で決定しているもの以外の行事が入ることがある。（4・5歳児対象）
※写真撮影はご遠慮ください(運動会・発表会・入・卒園式を除く)
撮影した写真をSNS等へアップするのはご遠慮ください
- ・ 卒園式の子どもの服装は、華美にならないこと。着物・袴は、トイレが自分でできないこと、階段の昇降に危険なことなどから、着用しないことになっています。学校に準じます。

★地域行事

- ・ 民芸館ランチョンマット作り等地域から依頼を受け自由参加。
- ・ 交流館から依頼を受け、春と秋に歌の発表。自由参加。

★キーホルダー、シール等の扱いについて

- ・ カバンにつけるキーホルダー又は、お守りは、目印になる1つのみ。
※大きすぎる物、音が出たり光ったりする物、缶バッヂ、おもちゃ等は禁止。
- ・ 箸セット等、持ち物にシールを貼らない。
- ・ おもちゃ、家の飼育ケースを持ってこない。
- ・ 家庭から封筒などの手紙は持ってこない。

※子どもが園の中で遊べるように、遊具・玩具・教材を用意しています。
子どもが選んで考えながら遊ぶ経験を大切にしていきます。

年間保存

令和 6 年度
《乳児版》

豊田市立越戸こども園

乳児の保護者の方へ

子どもの生活の基盤は家庭であり、保護者に十分甘えられ、欲求が満たされることで安心した毎日を過ごすことができます。

子どもたち一人一人が、より良い成長・発達をしていくために、こども園と家庭とがお互いに協力し合い、連絡し合って保育をしていくことが大切になりますので、ご協力をお願いします。

★毎日の生活の中で大切にしたいこと★

◎生活リズムを大切にする

子どもは昼間、十分活動します。夜はPM8:00～9:00には寝ましょう。起きるのが遅いとこども園に来てもぼんやりしたり、ぐずって機嫌が悪かったりし十分に遊べません。大人の生活リズムに子どもを合わせないように気を付けましょう。また、保護者の方にゆとりがないと、子どもの気持ちが落ち着かず不安定になります。保護者の方自身もゆとりをもった生活リズムを心がけましょう。

◎朝の食事を大切にする

朝食は一日の生活をスタートするために必要な活動源です。栄養バランスを考え、親子一緒に楽しく会話をしながら食べるようにしましょう。

◎ふれあいを十分にする

子どもは一日大好きなお家の方と離れて過ごしています。家に帰ったら膝に入れて絵本を読む、抱きしめる等、少しの時間でも触れ合うことを大切にしてください。また、休日には、子どもと十分に触れ合うようにしてください。遠出をしなくとも、近くの公園を散歩したり、一緒に遊んだりすることで、子どもは満足します。平日、勤務を要しない日は家庭で親子一緒に過ごすこともよいでしょう。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。[早朝・延長・土曜日保育は就労等、要件が申請されている時間での保育ですので、仕事がお休みの日は8:30～15:00までの保育です]

◎好奇心を大切にする

0～2歳児は色々な物事に興味をもって、見たり、触れたり、試したりして生活を広げていきます。危険な物は子どもの手の届かないところへしまう等、子どもの安全を見守りながら好奇心を大切にしていきましょう。また、危険なことやいけないことをした時は、言葉や表情で気づかせていきましょう。

◎褒め・励まし、自分でできる喜びを持たせる

保護者の方が手をかけてあげることで“やってみたい”という気持ちに繋がります。自立を求めるすぎずに手をかけてあげることを大切にしてあげてください。そして、“自分で・・”という思いが出てきた時には、見守り、励まし、自分で出来たことを褒め、意欲をもたせてあげましょう。また、できるようになったことも甘えたい気持ちから「やって」ということがあります。自立と甘えが混在する時期なので、思いを受け止めましょう。

◎良いこと、悪いことは大人が知らせる

良いこと、悪いことの判断が出来ず、自分のしたいように思いを通そうとします。良いことをした時にはたくさん褒めましょう。また、いけないことやわがままを通そうとする時には、何故いけないのか、その理由も伝えながら言い聞かせていくことも大切です。

○登園前にコドモンから送信

*基本情報に変更がある日は、必ずお迎えの人と時間を送信してください。

特にお迎えの人の変更の連絡がない場合、お子さんを引き渡すことができません。

《基本情報とは…基本となるお迎えの人と時間を園で最初に登録したもの》

*登園時間 9 時を過ぎる時は、コドモンアプリより遅刻申請をしてください。

欠席や遅刻をする際は、必ずコドモンで事前に連絡を入れてください。

園では、9：30の時点で子どもの在籍人数を確認しています。

連絡のない未登園のお子さんは、保護者の職場等へ電話を入れ安否確認をします。

○登園時のこと

(1)手洗いをする

《目的：抵抗力の弱い乳児のため、外部からの雑菌を持ち込まないように行う》

登園したら乳児室入口の手洗い場で、親子共に必ず石鹼で手洗いします。(小さい子どもは自分で手洗いができないので、手を添えて洗う)各自のハンカチで拭いてください。

※兄弟児(幼児)は、感染予防や安全確保のため乳児室には入室できません。兄弟児(幼児)

を先に保育室へ送ってから乳児室へ来てください。

(2)検温をし、検温表に記入をする

①体温計をわきの下にしっかりとつけて測る。(測定できた合図音が鳴るまで)

②体温表に体温を記入する。(体温計の表示は消さずにそのままにしておく)

・体温計は破損すると大変危険なため、子どもには絶対に渡さないでください。

・平熱より極端に体温が低い場合は、計り直してください。

・普段と変わった様子が見られる時は、必ず受け入れ保育者に伝えてください。

・受け入れ時に警告体温を超えていた場合や体調が優れない場合は、12時前後に保護者からこども園に電話を入れ、お子さんの体調を確認してください。

※降園体温を基本に、発熱症状や嘔吐や下痢等、体調が悪い場合は、こども園から連絡を入れるので、できるだけ早く迎えに来てください。

※前日や当日に下痢や嘔吐した場合、熱があった場合、その後症状が24時間見られず、普通の食事が摂れるようになるまで、家庭保育をお願いします。

- ・平常体温・・・健康なときの最高体温と最低体温を見てその幅を平常体温という。
- ・警告体温・・・平常体温の最高体温から5分増しのところを警告体温という。
- ・降園体温・・・警告体温よりさらに5分高い体温を降園体温という。

令和2年4月															名前
1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	
38.0															
37.5															
37.0															
36.5															
36.0															
35.5															
咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳	咳
鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水	鼻水
下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢	下痢
吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣	吐氣
爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪	爪
症状がある場合は○をつけてください。															

- 「健康状態」その日の朝の子どもの様子を記入する。
- 必ず爪確認をする。(長いと怪我につながる場合あり)
 - 園でも確認します。
 - ・症状がある場合(咳、鼻水、下痢、吐気、爪が長い時)は○をつけてください。症状がない場合は空欄。**

(3) 検温表(爪確認)・体温計(体温が表示された状態)・すこやかノートと一緒に、受け入れ

保育者に見せる

<すこやかノート(成長の記録ノート)について>

- 乳児は、日によって心身の状態に著しい変化が見られることがあります。保育者との連絡を密にし、子どもが機嫌良く安心して生活が送れるように、お子さんの様子を毎日必ず家庭で書いてきてください。(記入例を登園初日にお渡します)
- 園に来てからノートは記入せず、安心して別れられるよう子どもとの関わりを大事にしてください。

(4) 持ち物の始末をする

- 食事用エプロン、おしぶり、すこやかノート、体温計、検温表、オムツ、お尻敷きマットなど所定のケースや引き出し、カゴに入れる。
- 各自の使用済みエプロンやおしぶり入れのカゴにビニール袋をセットする。

(5) オムツを替える『使用済みオムツは(令和2年度より)園で回収となっています』

- トイレに行き、排泄している場合は必ずオムツを替える。**→共有のオムツ回収ボックスへ入れる。**
- 正常便は便器へ流し、ビニール袋にオムツを入れて固く結んで入れる。使用した手袋やお尻拭きもオムツと一緒にして回収ボックスへ入れる。(異常便の場合は保育者に声をかける)

※オムツの取れている子、トイレトレーニングをしている子も、必ず一緒にトイレへ行き、排泄を済ませてください。

※登園時、オムツ持参の方も、サブスク利用者の方も、オムツは**トイレの各自のカゴに10枚入れておいていただき、減った数がその日の排泄の回数になりますので確認をして次の登園時に補充をしてください。**

(6) コドモンで打刻する

打刻は**玄関を出る際**に行う。(登降園時間管理のため)

※毎日、人数確認をしますので**9時までには打刻をしてください。**

○迎えの時にすること

- (1)入室する前に必ず石鹼で手洗いをする
- (2)各自のロッカーのエプロンなど汚れ物を入れた袋を、袋ごと持ち帰る
- (3)トイレの各自のお尻敷きマット入れを薬液に浸したぞうきんで拭き、消毒する
 - ・消毒する際には必ず個人用の手袋を使用する。
 - ・オムツの使用枚数を確認する。

※嘔吐物や排泄物で汚れた衣服がある場合は、二次感染予防のため洗わずにビニール袋で密閉して返します。別の容器に入れ、トイレに置いてあります。降園の際、中身を取り出し容器の消毒をしてください。

(4)衣類の不足分を確認する

引き出しの中身を毎日確認し、足りないものは、必ず補充してください。

(5)靴、靴下、帽子は、毎日持ち帰る

(6)コドモンで打刻をする

打刻は子どもと玄関を出る際に行う。(登降園時間管理のため)

※どの子も、保護者の方の迎えを待っています。子どもを一番に引き取りに行ってから、
帰りの支度をしてください。担当保育者と“さようなら”をしたら、速やかに保育室から退出してください。

※降園時は、園庭や駐車場で遊ばずに帰るようにしてください。

(延長児が戸外で遊ぶ、駐車場や付近の道路が混み合う、家庭でのふれあいの時間を大事にしていただくなどの理由から)園のルールです。子どもは、まだわからない年齢なので、保護者の方が守ってください。

○週末にすること

タオルケットやシーツを持ち帰り、洗濯する。

○入園までに用意するもの☆すべての持ち物にはっきりと記名をしてください☆

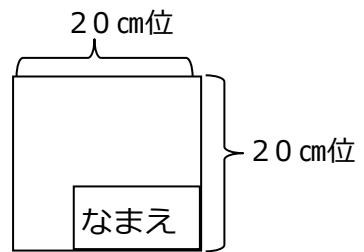
①おしぶり 午前のおやつ・・・1枚

昼 食 ・・・ 1枚

午後のおやつ・・・1枚

延長のおやつ・・・1枚（16時頃）

毎日
3~4枚
使用



※綿のタオル地のものが拭きやすく望ましい。（マイクロファイバー等の吸水しづらい素材

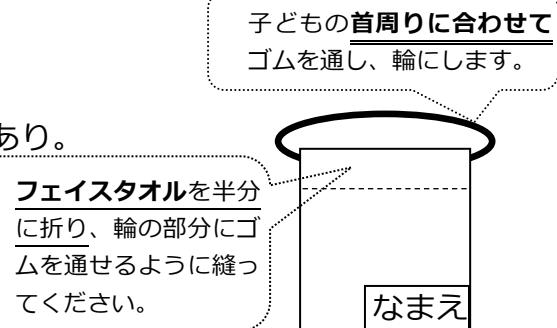
は避ける）

②食事用エプロン

・給食時とおやつの献立によりエプロンを使うことあり。

（他に引き出しの中に予備を1枚入れておく）

※ゴムが伸びたら、その都度つけ替える



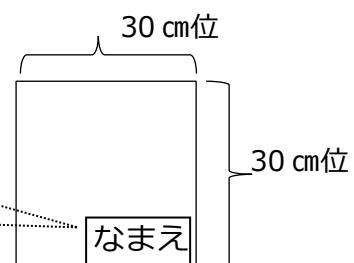
③お尻敷きマット

・オムツ交換時やパンツを履く時に

自分用のマットを敷いて行う。

【ハンドタオルサイズ】

名前が書いてある方にお尻を乗せるため、大きめはっきりと記入してください。

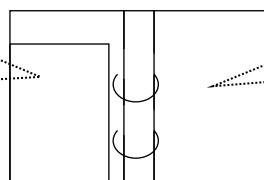


①②③は、必ず毎日洗濯をして、よく乾かした物を用意してください。黒いカビができるているもの、ほつれや、破れそうなものは取り替えるようにしてください。

④すこやかノート用リングファイル【A4サイズ・縦用】

・プラスチック製の二つ穴用リングファイル

手紙を入れるため、ポケットがついている物をお勧めします。クリアファイルを張り付けてもよいです。



毎月の献立や園や家庭の様子を書いた用紙を挟みます。毎日担任とやりとりします。

⑤電子体温計(わき測定用、実測計が望ましい)

⑥昼寝ベット用シーツ、掛け布団(タオルケット・毛布等)

詳細に関しては、入園のしおり P27, 28 をご覧ください。週始めに持ってきて、週末に持ち帰ります。ご家庭で洗濯してください。

※ベットへのセット方法については、各クラスの保管場所の都合上異なりますので、担任にお聞きください。

○衣類について☆よく見えるところに必ず名前を書いてください☆

<帽子>

- ・用品一覧にて購入。(1・2歳児)
- ・0歳児は、家庭で使用している物。綿素材の物が好ましい。ゴムをつける。
- ・毎日、登降園や保育中に使用する。
- ・個人の頭のサイズに合わせて調節し、ゴムがゆるくなったらこまめにつけ替える。

<靴>

- ・足に合った履きやすく動きやすい靴を用意する。
- ・サンダル、ブーツ、スリッパ、ひも靴・ハイカットの靴は履いてこない。
- ・運動靴はマジックテープで留めるタイプが望ましい。

<衣類>

着脱しやすいものを着せる。ウエストがゴムのズボンが好ましい。

※遊んでいる時に危険のないようにするために、また、「自分でしたい」という気持ちを大切にするため、次の物は避けてください。つなぎ(上下つながった服)やパーカー(フード付きの服はフードが遊具に引っかかることがあります)、ロンパース、サスペンダー、ベルト、ズボンのウエストホックの物。

※歩けるようになったら、下着のロンパースも避けてください。

○身だしなみについて

食事中に髪の毛が口に入ることや、アタマジラミの発生予防のため、衛生上、長い髪の毛は結ぶ。

※髪の毛のゴムは、飾りのない太いゴムをお願いします。(細いビニール製は、口に入れると危険があるため)

※ピンは取れやすく危険なため、つけないでください。

○靴入れの使用について

防災に備え、保育中は部屋の前から出入りをします。登降園時、保護者の方で部屋前の靴入れに靴を入れてください。

※室内に砂を持ち込まないよう、靴の出し入れは外側からしてください。

<保育室のロッカー・棚のカゴに入れる物>

衣服・その他	数
トレーナー等（上着）	3
ズボン等	3
靴下	2
下着（シャツ）	2
エプロン予備	1~2
おしごり予備	2
体拭きタオル	1
Tシャツ	2
ビニール袋 (汚れ物を入れる)	1

- ・全ての持ち物に名前を書く。
- ・数については目安です。子どもの健康状態・使用枚数等を考慮し、増減してください。
- ・**毎日引き出しの中を見て、不足物は必ず補充する。（着替えを持ち帰った翌日は必ず補充する）**
- ・季節に合わせて衣替えをする。

使用したエプロン等を入れるために、カゴにビニール袋をかける。繰り返し使える物で可。ただし、カゴのサイズA4位に合う物。

<トイレのカゴやお尻敷きマット入れに入れる物>

準備物	数
紙オムツ	10
お尻敷きマット	1

- 持参の方は、紙オムツに1枚ずつ前側に名前を書く。
- ・**毎日必ず10枚入れておく。**

<トイレの引き出しに入れる物>

お尻拭き用フェイスタオル	1
お尻拭き (パックに名前を書いておく)	1パック
使い捨て手袋 (箱でも可。箱等に名前記入)	1箱
持ち手のついたビニール袋 (尿等ついた衣服等を入れる)	5
ビニール袋（ポリ袋） (大便時オムツを入れる)	1パック
お尻敷きマット予備	1

- ・お尻をシャワーで流したためフェイスタオルをお尻拭き用として1枚入れておく。
- ・市販のお尻拭きを、大便時にお尻を拭く物として入れておく。(ケース不要)
- ・使い捨て手袋は、大便時に感染予防のために使用。また、降園時にお尻敷きマット入れや汚れ物容器の消毒に使用。
- ※サブスク利用の方は、お尻拭きの用意は必要ありません。

○オムツサブスクの運用方法

1. サブスクご利用の方には名札をお渡しします。名札着用の上で、オムツの補充をお願いします。また、名札は各自で保管をしていただきます。年度末及びサブスクを年度途中で解約される時には、名札をご返却ください。
2. サブスクご利用のお子様はトイレの引き出しにサイズ[M、L、B(Big)、大(Big より大きい)]の表示を貼らせていただきます。
3. トイレ中央にオムツ補充 BOX（サイズ別）を設置しますので、登園時に名札を着用した保護者の方で、オムツがカゴに10枚になるように補充をお願いします。
4. お尻拭きは一人一パックトイレの引き出しに入れて、保育者が管理させていただきます。（少なくなったら補充します）
5. オムツのサイズ変更を希望される場合は、必ず担任までお申し出ください。
園でサイズ変更の手続きをさせていただきます。

○お願い

- ・登降園時に、食べ物を園内に持ち込まない。（食物アレルギーのお子さんもいます）
- ・登降園時に、おもちゃを持ってこない。

《登園初日に持ってくる物》

- ・すこやかファイル用リングファイル（P6 参照）
- ・荷物一式（P6～P8 参照）